平成２３年（フ）第１４号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内３丁目４番43－２号　B102号
債務者　佐藤　美雪
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５１号
秋田市飯島字薬師田105番地10
債務者　柳原　弘之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
秋田市御所野地蔵田４丁目22番１号
債務者　三浦まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
長野県松本市大手１丁目５番９―1504号、前住所長野県松本市大字松原58番地７
債務者　泉　美智代
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４６号
長野県大町市八坂14527番地、前住所長野県松本市本庄２丁目11番16号　ＳＫハイツ211
債務者　中村　聖誉
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２９６号
京都市南区吉祥院仁木ノ森町55番地　ル・シオン608号
債務者　前田　健二
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１８号
京都市右京区山ノ内池尻町６番地　京都四条グランドハイツ630
債務者　八田　慶子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３９号
京都市上京区仁和寺街道御前通西入下横町202番地19
債務者　岡本こと　朴　　幸枝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
京都市東山区今熊野南日吉町39番地17
債務者　松井　大祐
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
京都府宇治市木幡中村40番地
債務者　村山　弘一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
京都府向日市寺戸町殿長32番地の21
債務者　室田　敦史
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
京都市山科区西野大手先町６番地26　ヴィラージュ・サントレ102
債務者　網干　正俊
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目２番５―101号、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町３丁目９番35号
債務者　金沢梨華こと　河　　錦花
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２号
神戸市長田区西山町４丁目11番５号
債務者　金沢　貴美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１号
神戸市東灘区御影石町２丁目11番12号　石町エメラルドハイツ20Ａ号
債務者　達　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４号
神戸市灘区岩屋北町７丁目２番18―1001号、従前の住所大阪市中央区南船場１丁目16番12―406号
債務者　上加世田瞳
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県淡路市草香470番地１　山田団地Ａ―102
債務者　福岡　光男
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係